

長崎市産業振興促進計画

令和2年2月19日作成

長 崎 県 長 崎 市

1. 計画策定の趣旨

長崎市は九州の西部、長崎県の南部に位置し、古くから、その地理的な利点と豊かな海と港を活かして海外の国々との交流を行い、独自の発展を遂げてきました。

昭和20年8月9日には原子爆弾による惨禍を被りましたが、戦後は核兵器廃絶と世界恒久平和を訴える国際平和文化都市としての役割を果たしています。

平成17年1月4日の香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町、平成18年1月4日の琴海町との合併により市域が広がるとともに豊かな自然や文化などの新たな地域資源が長崎市の魅力に加わりました。

市域は、12次にわたる編入合併を経て、現在では東西約42km、南北約46kmに達し、面積は405.86km²となっています。

本市の国勢調査人口は、平成22年は443,766人で、平成27年は429,508人に減少していますが、65歳以上の割合(高齢化率)は25.0%から29.1%と高くなっており、これは九州の県庁所在市の中で最も高い割合となっています。

産業は、古くから造船業を中心とし、恵まれた資源や多くの漁港により栄えた水産業や、歴史と文化に恵まれ、国際性豊かな観光資源を活かした観光業などが地域を支えてきました。産業別就業者比率を平成27年国勢調査で見ると、第1次産業2.0%、第2次産業が19.4%、第3次産業が78.6%となっています。産業別就業者の年齢別割合を平成22年及び平成27年国勢調査で見ると、第1次、第2次及び第3次産業において、65歳以上の割合が増加し、第1次産業では65歳以上が46.4%となるなど、就業者の高齢化が顕著になってきています。

半島振興対策実施地域である旧野母崎町、旧外海町、旧三和町、旧琴海町は旧長崎市を挟んで南部と北部に位置し、面積は157.00km²、人口は31,682人(平成27年国勢調査)で、市総面積の38.7%、市総人口の7.4%を占めています。

旧野母崎町は、西彼杵半島地域の最南端に位置し、三方を海に囲まれており、水産業が盛んですが、近年、温泉を利用した保養・宿泊施設や水仙まつりなどのイベントにより、半島の観光地域としての役割を担っています。

旧外海町は、長崎市の北西部に位置し、歴史遺産や文化施設、世界遺産(「長崎と天草

地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産などを活かして、交流人口の拡大を図っています。

旧三和町は、都心部のベッドタウンとして発展してきており、生産年齢人口の割合は合併町の中では高くなっています。（平成27年国勢調査 53.9%）また、特産の「びわ」の産地でもあります。

旧琴海町も、長崎市の北西部に位置し、大村湾と緑の山々に囲まれ、自然に恵まれています。都心部のベッドタウンとして宅地開発が進み、生産年齢人口の割合は合併町の中では一番高くなっています。（平成27年国勢調査 56.2%）農業が基幹産業ですが、大村湾のなまこ、養殖かきなどの水産業にも力を入れているところです。

このような状況の中で、本市産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、豊かな地域資源を活かして基幹産業である農林水産業をはじめ、製造業、食品関連産業、観光業、情報関連産業等の更なる振興を図ることが重要です。

このため、平成27年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものです。

また、本計画は2期目の計画となりますが、前計画（平成27年度～平成31年度）の目標達成状況に係る評価は次のとおりです。

（1）旧計画における目標

業 種	設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	2	4
農林水産物等販売業	2	6
旅館業	1	1
情報サービス業等	1	2

（2）目標の達成状況

業 種	設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	1	4
農林水産物等販売業	0	0
旅館業	0	0

情報サービス業等	0	0
----------	---	---

※令和元年末現在の産業振興機械等の取得等に係る確認書交付実績による

(3) 目標が未達成の場合における改善すべき課題

就業者の高齢化や地理的な制約などにより、対象地区における事業所の進出や新たな設備投資が進んでいない状況です。また、新たな設備投資等への支援となる半島税制について、活用する事業者へ直接的な周知が不足しています。

(4) 課題に対する更新後の計画における対応方針

これら半島地域においては、半島税制を活用し、設備投資等を進めることで、地域からの人口流出や高齢化に歯止めをかけ、雇用機会の確保を図ることが必要です。そのためには、現在、産業の中心となっている農林水産業の6次産業化へのさらなる取組みや、自然や歴史などの地域資源を活かした観光事業を推進する取組みなどが必要であるとともに、半島税制に係る事業者への周知を強化する必要があります。

2. 計画の対象とする地区

本計画の対象となる地区は、半島振興対策実施地域である長崎市（旧三和町、旧野母崎町、旧外海町及び旧琴海町の区域に限る。）とします。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。

4. 対象地区の産業の現状と課題

計画区域における産業の現状及び課題については、次のとおり。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

野母崎地区は、水産業が基幹産業となっていますが、藻場や水産資源の減少、漁業就業者の減少等により漁業経営が厳しい状況にあることから、漁場・藻場づくり、漁港の基盤整備、新規就業者の確保等を推進していく必要があります。また、農業については、「水仙」など地域の特産品の振興を図る必要があります。

三和地区は、特産の「びわ」や「花き」の栽培が盛んに行われていますが、有害鳥獣被害や農業者の高齢化により耕作放棄地に対する対策が必要となっています。

外海地区は、農産物の直売所への出荷割合が高い地域となっており、道の駅直売所も設置されているため、農産加工業も含め6次産業化の推進が期待される場所ではあり

ますが、高齢者の占める割合が多く、農業従事者の高齢化・後継者不足が課題となっています。

琴海地区は、「トマト」「アスパラガス」「すいか」など施設野菜・露地野菜の生産が盛んで、直売所も数カ所あり、農協系統と直売所出荷の両立が図られています。今後さらに農産物のブランド化へ向けての取り組みや直売所の有効活用とグリーンツーリズムによる生産者と消費者の交流促進の充実を図る必要があります。また、有害鳥獣の対策も課題となっています。

(2) 商工業（製造業を含む）

本市の基幹産業は造船業であり、我が国最初の艦船修理工場から始まった造船や造機を中心に発展してきた歴史的背景があります。

また、商業においては、人口の減少や市外への消費流出等により商店街や市場を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、家電量販店やドラッグストアにおいてはインバウンド客により消費拡大の動きがみられるほか、観光の面でも、好調な夜景観光、増加する国際クルーズ船の寄港等を背景に堅調に推移しています。

しかし、これらの商工業も人口密度の高い旧長崎市に集中しており、対象地域は交通等の便が悪く都心部からも遠いという地理的な制約があること、道路が狭隘であり平地が少ないこと、人材確保が難しいことなどが課題となっています。

(3) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

情報サービス業においては、コールセンターや事務処理センター、世界的金融保険グループの立地が進んでいますが、高速通信回線の敷設が対象地域にいきわたっておらず、その対応が課題となっています。

(4) 観光（旅館業を含む）

本市は、古くからの海外との交流で生まれた歴史と文化に恵まれ、出島やグラバー園など数々の国際性豊かな観光資源が存在し、平成17年及び平成18年の近隣7町との合併により、自然やキリシタン文化、温泉など今までなかった新たな観光資源も加わったことに加え、2つの世界遺産や「世界新三大夜景」等の地域資源を活かしながら、観光振興を図っています。

対象地域は、交通等の便が悪く、都心部からも遠いという地理的な制約があるため、大きな課題となっています。また、各地域における地域資源を活用して、交流人口の増加を促すと同時に、ルートづくりなどにより地域全体へ広げていく必要があります。

5. 産業の振興の対象とする事業が属する業種

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担

上記業種における産業振興に取り組むため、各主体が連携して実施する取組みは以下のとおりとします。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

分野	実施主体	取組内容
農業	市	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手農家支援特別対策事業等を活用した生産基盤の整備推進 ・農協と連携した意欲ある担い手及び新規就農者の育成・確保 ・農産加工や6次産業への取組みの推進 ・集落ぐるみの取組みの推進・支援 ・産地の再編・強化と農村集落の環境・機能の充実 ・本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致、設備投資の推進
	農協	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物のブランド化の推進 ・直売所での地場産農産物販売による農業者の経営安定化
林業	市	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の多面的機能を発揮するための林業基盤の整備 ・地形的に生産性に優れている地区における育成単層林の整備による森林資源の循環利用 ・地形的条件不利地等における育成単層林の育成複層林や天然生林への誘導の推進 ・計画的な森林整備を推進するための公共建築物等の木造・木質化の推進による地域産材の利用促進
水産業	市	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港の基盤整備の推進 ・漁業者等が実施する藻場回復等の活動や、漁協が実施する種苗放流に対する支援 ・新規漁業就業者の確保及び円滑な着業の推進 ・長崎の魚の魅力の発信や旬の魚を活かしたイベントの開催支援による消費拡大 ・本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致、設備投資の推進

(2) 商工業（製造業を含む）

実施主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致、設備投資の推進

商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・小規模事業者の経営力向上のため経営基盤に係る指導等の実施 ・ 小規模事業者の経営発達支援の取組みの伴走型支援
-----	--

(3) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

実施主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致、設備投資の推進

(4) 観光（旅館業を含む）

実施主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様なニーズに対応可能な宿泊のあり方の検討によるさらなる交流人口の拡大
長崎国際観光コンベンション協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特色を活かした滞在型コンテンツの造成・支援及び情報発信による外国人観光客誘致拡大

(5) 共通

実施主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半島税制による租税特別措置、固定資産税の課税免除の実施 ・ 半島税制の Web 媒体による情報発信 ・ 事業者向けの説明会や関係団体などとの意見交換会の場を活用した半島税制の周知 ・ 水産農林業分野における補助事業を活用する事業者に対する半島税制周知のチラシ配布
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税（県税）の不均一課税の実施 ・ 長崎県独自の誘致企業工場等設置特別奨励措置による企業誘致の推進 ・ 半島税制の Web 媒体による情報発信 ・ 県内市町や国等広域的な関係機関との連絡調整、情報交換

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活性化に関する目標

計画期間中、半島税制の適用対象となる設備投資の件数は、1件以上とします。

(2) 雇用・人口に関する目標

計画期間中、半島税制の適用を受けた企業における新規雇用者数を3人以上とします。

(3) 事業者等向け周知に関する目標（毎年度）

上記目標を達成するため、計画期間中、事業者等向け周知について、次のとおり目標を設定し取り組みます。

- ・長崎市単独で行う事業者向けの商工施策の説明会において、年1回周知を行います。
- ・商工会議所等の関係団体が連携して行う意見交換会において、年1回周知を行います。
- ・長崎市での事業所の新設、増設等を検討する事業者に対し、企業立地奨励制度に係るガイドブックの配布と併せ、半島税制の周知資料を配布します。
- ・水産農林業分野で補助事業を活用して施設等の整備を行う事業者に対し、半島税制周知のチラシを配布します。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させます。

9. 参考データ等

【本市の農業戸数】

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
農家戸数(戸)	3,625	3,374	2,947
販売農家(戸)	1,753	1,481	1,215
自給的農家(戸)	1,872	1,893	1,732

出典：農林水産省「農林業センサス」、平成 17 年は旧 7 町を含む。

注 1) 農家の定義：経営耕地面積 10 アール以上又は調査日前 1 年間の農産物総販売額が 15 万円以上あった世帯

注 2) 販売農家の定義：経営耕地面積が 30 アール以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家

注 3) 自給的農家の定義：経営耕地面積が 30 アール未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家

【本市の農業産出額】

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
農業産出額(百万円)	7,550	5,462	5,576

出典：平成 17 年は農林水産省「生産農業所得統計」、平成 17 年は旧 7 町を含む。

平成 22 年、平成 27 年は、長崎市農業振興課調べ「長崎市中央卸売市場、JA 系統(農産物、畜産物、

直売所)、長崎花市場の取扱高又は販売実績資料による」

【本市の林業就業人口（15歳以上）】 単位：人

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
林業就業人口	70	78	80

出典：国勢調査数値、事業所数 5事業所 （長崎市統計年鑑 29年度版）

【本市の漁業生産高】

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
漁業生産量 (トン)	44,520	41,909	42,870	49,757	52,164
漁業生産額 (百万円)	13,063	12,010	12,021	17,784	18,597

出典：「漁港港勢調査」 業態別漁獲量

「長崎市産業振興促進計画」 工程表

事業		R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4
振興すべき業種を促進するために行う事業	租税特別措置の適用					
	地方税の不均一課税に伴う減収補填措置	事業者への制度の周知・事業者による設備投資				
	その他（補助金等 交付財産活用事業等）					
その他						



長崎市産業振興促進計画
計画区域図

外海地区

琴海地区

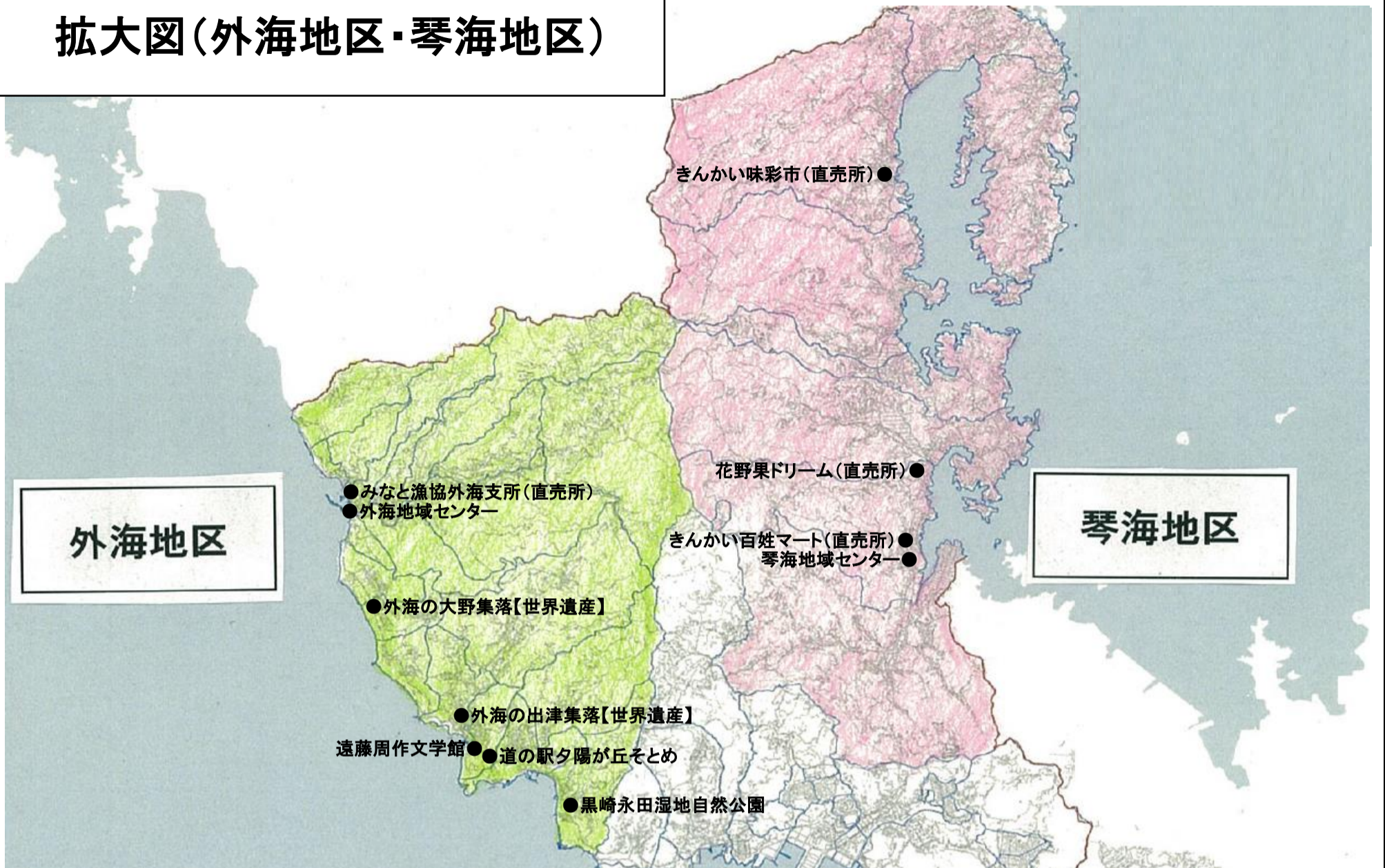
三和地区

野母崎地区

5,000 2,500 0 5,000メートル

1:120,000

拡大図(外海地区・琴海地区)



拡大図(野母崎地区・三和地区)

